

2.当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、「基本報酬」、「賞与」及び「業績運動型株式報酬（役員報酬BIP信託）」で構成され、各取締役が担う役割、責任及び成果に応じた適切かつ公正な体系のもと、取締役が当行企業価値向上への意欲を高めることができるよう、一定割合を当行業績及び中長期的な株主利益相当に連動させて決定する方針としております。

なお、業績運動報酬及び業績運動報酬以外の報酬等の支給割合については、株主総会で決議された役員の報酬等の総額を上限として、取締役会長が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する次に掲げる事項について起案し、その内容について指名・報酬等ガバナンス協議会の審議を経て役員報酬等の支給体系を策定し、当該体系のもと各報酬等の額を決定することで、支給割合を決定しております。

- ・報酬等の水準に対する考え方
- ・報酬等の決定方針
- ・報酬等における基本報酬、賞与及び業績運動型株式報酬の構成比率
- ・報酬制度の見直し

取締役会は、株主総会で決議された報酬等の額（総額の上限）の範囲内で、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に支給する具体的な金額及び支給時期等を決定しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等は、經營に対する独立性が重視される非業務執行者としての位置づけに照らし、業績運動性のある報酬とはせず、「基本報酬」のみとする方針としております。

監査等委員会は、株主総会で決議された役員報酬の総額（上限額）の範囲内で、監査等委員である各取締役に対する具体的な金額及び支給時期等を決定しております。

3.当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定にあたっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

4.当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	人数	報酬等の総額（百万円）									
		固定報酬の総額		変動報酬の総額				退職慰労金			
		基本報酬	株式報酬型 ストップ オプション	基本報酬	賞与	株式報酬					
対象役員 (除く社外役員)	13	282	217	217	—	64	—	29	35	—	

(注) 1.株式報酬は役員報酬BIP信託制度による報酬であります。

2.変動報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延べ報酬33百万円が含まれております。

3.支払いが繰延べられている報酬の残高は、株式報酬型ストップオプション41百万円、役員報酬BIP信託80百万円であります。

4.支払いが繰延べられていた報酬のうち、当事業年度に支払われた額は38百万円であります。

5.当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

前項までに掲げたもののほか、該当する事項はありません。